

## 審査の目標期間の達成状況について（平成 24 年）

### 1 審査の目標期間の達成状況（労組法第 27 条の 18）

平成 24 年（平成 24 年 1～12 月）中に終結した不当労働行為事件の審査期間は、次のとおりであり、目標を達成した。

平成 24 年における審査の目標期間
・ 団交拒否事件：6 か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
・ 通常事件：1 年
（注） 団交拒否事件とは、申立事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件とは、団交拒否事件以外の事件を指す。

#### (1) 平成 24 年における審査の実施状況

項目	計	内訳		備 考
		団交拒否事件	通常事件	
ア 係属事件数	1 件	—	1 件	
イ 審査期間	101 日	—	<b>101 日</b>	
ウ 調査及び審問の回数	調査 4 回 審問 0 回	—	調査 4 回 審問 0 回	
エ 尋問を行った証人及び当事者の人数	0 人	—	0 人	

（注）「審査期間」は、当該年に終結した団交拒否事件及び通常事件それぞれの平均処理日数を指す。

#### (2) 平成 24 年に係属した不当労働行為事件の概要

##### ア 団交拒否事件

なし

##### イ 通常事件

事件番号・事件名	申 立 年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人 数(注)	終結状況
	終 結 年月日					
平成 24 年(不)第 1 号 佐々長商店事件	24. 8. 20	101 日	4 回	0 回	0 人	関与和解
	24. 11. 28					
計	—	101 日	4 回	0 回	0 人	—

（注）「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の人数を指す。

## 2 過去5年間における審査の実施状況（参考）

年	事件 種別	係 属 事件数	終 結 事件数	審査期間	調 査 回 数	審 問 回 数	証人数
20	-	2件	2件	285日	6回	2回	2人
21	-	1件	1件	173日	1回	1回	1人
22	-	-	-	-	-	-	-
23	-	1件	1件	217日	2回	4回	7人
24	団交拒否	-	-	-	-	-	-
	通常	1件	1件	101日	4回	0回	0人

（注）平成23年まで、審査の目標期間は、事件の種別にかかわらず全て1年6カ月であった。